

# 町政を問う!!

一般質問とは、町政全般について、フリーテーマで行政側に質問するもので、議員の権利のひとつとなっています。

## 12 議員が質問・提案を

### 合併特例債

### 新たな財源確保を

### 連携して国へ積極的な要望



やまもと ひさお 議員  
山本 久夫 議員

**問** 合併特例債については、新町建設計画に基づき旧両町の格差是正のために実施する事業に充当できる地方債で、合併から10年間の発行期限が定められていたが、東日本大震災により5年間の期限延長となりその後、熊本地震により、更に5年間の再延長となり現在では、2026年までの発行期限となっている。

これについては、上限額が設定され、当町においては、令和5年度予算

で上限額に達する状況で、合併以来、事業費で約50億円、合併特例債の充当が47億円の実績となっている。

上限額に達している状況ではあるが、国の地方財政制度の見直しや合併特例債に限れば、上限額の増額などの措置が考えられる。

コロナ感染症の影響など発行期限の延長をする理由はあると思うが、関係自治体と連携し延長を求める要望が必要ではないか。また合併算定替えについても15年間の優遇措置が終了し、現在では普通交付税の一本算定となっている。

町にとつては有利な財源が無くなり、今後の財源確保の検討が必要と思うが、現行法の新過疎法

の拡充などの要望も必要ではないかと考える。財源確保と併せて、事業等の見直しによる予算調整も実施しなければならぬと思うが、町長の考えを問う。

**答** 松本町長

新型コロナウイルス感染症における経済活動の停滞、ウクライナ情勢における資材価格の高騰など、今後、全国的な期限

延長の動きがみられる可能性もあると思うが、本町においては令和5年度協議分で合併特例債の起債可能額、限度額を満たす予定であることから、発行期限の延長については積極的な要望を単独で実施する事はない。しかしながら、他の自治体のいろいろな事情があるので、連携して要望の協議には参加したい。財源措置として有利である合併特例債が活用できなくなることは、以後の予算編成において普通建設事業の財源確保などに大きな影響があるので、事業の整理を実施しながら新たな補助制度の創設や既存制度の拡充、国の支援等について具体的な提案ができるよう担当部局、財政部局が協力して地方6団体を通じて国への積極的な要望活動に努める。



大方・佐賀両町の町長と議長がくす玉を割って黒潮町が誕生！  
(平成18年3月20日、合併式典にて)